

生活障害保障特約(2015) 目次

(2015年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の給付に関する規定

- 第3条 保険金の支払
- 第4条 保険金を支払わない場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約保険料の払込免除をしない場合

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

- 第7条 総則
- 第8条 中途付加された特約の責任開始期
- 第9条 被保険者の死亡および特約の消滅
- 第10条 特約の更新
- 第11条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第12条 医療技術等の変更に伴う支払事由の変更
- 第13条 普通保険約款の規定の適用

生活障害保障特約(2015)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（告知義務）の規定により、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で契約者の指定により定めるものとします。

第2編 この特約の給付に関する規定

(保険金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款第5条（保険金等の支払）の支払事由とは、第2項に定める保険金の支払事由をいい、会社は、この支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金を支払います。

2 この特約の保険金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
生活障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始【備考1】期以後の原因によって生活障害状態（別表11）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考1】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考1】期以後の傷害または疾病【備考2】を原因とする障害状態が新たに加わって生活障害状態（別表11）に該当したときを含みます。	特約保険金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人
3	生活障害保険金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。		

4 生活障害保険金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始【備考1】期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始【備考1】期以後に生活障害状態（別表11）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際【備考3】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもと

第3条 備考

【備考1】責任開始

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考3】この特約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

づいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始【備考1】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) この特約の保険期間満了の日に、生活障害状態（別表11）のうち回復の見込がないことが明らかでないために生活障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間中に生活障害状態（別表11）に該当したものとみなして生活障害保険金を支払います。

（保険金を支払わない場合）

第4条 前条第2項に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の保険金を支払いません。

保険金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が生活障害保険金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の薬物依存【備考1】
- オ. 戦争その他の変乱

2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって生活障害保険金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が生活障害保険金の一部の受取人であるときは、生活障害保険金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金【備考2】を契約者に支払います。

3 被保険者が戦争その他の変乱によって生活障害保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、生活障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

（特約保険料の払込免除）

第5条 会社は、被保険者が次の各号に定める特約保険料の払込免除事由のいずれかに該当した場合には、この特約について、次の払込期月【備考1】以後の特約保険料の払込を免除します。

号	区分	特約保険料の払込免除事由
(1)	高度障害状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始【備考1】期以後の原因によって高度障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害または疾病【備考3】を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
(2)	要介護状態による特約保険料の払込免除	被保険者が責任開始【備考2】期以後の原因によって次のアまたはイのいずれかの事由に該当したことが、医師によって診断確定されたとき。 ア. 認知症による要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 イ. 寝たきりによる要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。

第4条 備考

【備考1】薬物依存

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考2】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

第5条 備考

【備考1】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

【備考2】責任開始

この特約が付加された特約組立型総合保険契約の責任開始とし（第8条（中途付加された特約の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に付加されたこの特約についても当該保険契約の責任開始とします。）、当該保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考3】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因と

(3) 身体障害の状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始【備考2】期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。
--------------------------	---

2 被保険者が、責任開始【備考2】期前に発病していた疾病を原因として、責任開始【備考2】期以後に高度障害状態（別表3）または前項第2号のアもしくはイに定める事由に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結の際【備考4】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始【備考2】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。

（特約保険料の払込免除をしない場合）

第6条 前条第1項各号に定める特約保険料の払込免除事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の規定による特約保険料の払込免除を行ないません。

号	特約保険料の払込免除の免責事由
(1) 高度障害状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第1号）に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 戦争その他の変乱
(2) 要介護状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が要介護状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第2号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の薬物依存【備考1】 エ. 戰争その他の変乱
(3) 身体障害の状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が身体障害の状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第3号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 オ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 カ. 地震、噴火または津波 キ. 戰争その他の変乱

2 前項第1号エ、第2号エまたは第3号カもしくはキの免責事由により特約保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、前項の規定にかかわらず、特約保険料の払込を免除します。

なった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考4】保険契約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

第6条 備考

【備考1】薬物依存

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要Ⅰ CD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

（総則）

第7条 第2編（この特約の給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。なお、この特約に関する次の各号の取扱については、それぞれ当該各号に定める普通保険約款

の規定によるものとします。

号	この特約に関する取扱	対応する普通保険約款の規定
(1)	特約の責任開始期	第7条（会社の責任開始期） ただし、中途付加されたこの特約の責任開始期については、この特約の第8条の規定によるものとします。
(2)	保険料の払込期月中または猶予期間中に保険事故（保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由）が発生した場合の取扱	第13条（払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合）
(3)	特約の復活	第16条（保険契約の復活） なお、保険契約の復活の請求があった場合、当該保険契約に付加されているすべての特約について復活の請求があったものとします。
(4)	保険金等の請求手続、支払の時期および場所	第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）
(5)	特約の保険金額の減額	第20条（保険金額等の減額）
(6)	特約の消滅または保険金額の減額の際に普通保険約款に定める貸付金がある場合の取扱	第28条（貸付金の返済）
(7)	詐欺による特約の取消	第29条（詐欺による取消）
(8)	不法取得目的による特約の無効	第30条（不法取得目的による無効）
(9)	告知義務違反による特約の解除	第31条（告知義務違反による解除）
(10)	重大事由による特約の解除	第32条（重大事由による解除）
(11)	特約の解約	第33条（解約）
(12)	特約の払戻金	第36条（払戻金）
(13)	社員配当金	第37条（社員配当金の割当および支払）

（中途付加された特約の責任開始期）

第8条 普通保険約款第7条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

（被保険者の死亡および特約の消滅）

第9条 この特約の保険期間中に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金^{【備考1】}を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。

- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前号に該当する場合を除きます。）。この場合には、この特約の責任準備金^{【備考1】}を契約者に支払います。ただし、死

第9条 備考

【備考1】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、

特約保険料が払い込まれた年月数)によって計算します。

- 亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金^{【備考1】}のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。
- 2 第3条(保険金の支払)の生活障害保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が生活障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。
 - 3 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、第1項の場合に準用します。

(特約の更新)

- 第10条** この特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2カ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日(、この特約(保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限ります。)は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。
- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるとき。
 - (3) この特約に特別保険料領収法による特別条件が付けられているとき。または、保険金削減支払法による特別条件が付けられておりその削減期間が満了していないとき。
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えない範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
 - 4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
 - 5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。
 - (2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。
 - 6 前項の保険料が、その猶予期間満了日までに払い込まれなかつたときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日(さかのぼって消滅するものとします。
 - 7 この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約について、第3条(保険金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (3) 会社は、契約者に対してこの特約が更新された旨を通知し、新たな保険証券は発行しません。
 - 8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の保険金額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2カ月前までに会社に申し出てください。
 - 9 第1項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第11条** 会社は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等の生活障害保険金の支払事由(第3条)に関わる法令等の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、生活障害保険金の支払事由を変更することができます。
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条にお

いて「支払事由の変更日」といいます。) から将来に向かって支払事由を改めます。

- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、身体障害者福祉法を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により、支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
- 4 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときは、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとします。

(医療技術等の変更に伴う支払事由の変更)

第12条 会社は、インスリン治療その他の医療技術等の変更により、生活障害保険金の支払事由(第3条)に関わる医療事情が将来変更された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、生活障害保険金の支払事由を、変更時の医療事情に適した内容に変更することができます。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

(普通保険約款の規定の適用)

第13条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。